

## 生駒市と近畿大学との包括連携協定書

生駒市（以下「甲」という。）と、近畿大学（以下「乙」という。）は、包括的な連携・協力に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が包括的な連携のもと、文化、産業、教育、学術、医療等の分野で相互に協力し、地域社会の発展と人材の育成を図ることを目的とする。

### （連携・協力）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- （1）まちづくり・シティプロモーションの推進に関すること。
- （2）産業・観光の振興に関すること。
- （3）医療・保健・福祉の充実に関すること。
- （4）文化・学術・教育・研究の振興に関すること。
- （5）人材の育成に関すること。
- （6）その他、前条の目的達成に資すること。

2 前項に基づく具体的な連携・協力の内容は、甲乙協議の上、定めるものとし、必要に応じて協定書、覚書等を取り交わすものとする。

### （有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも何ら申出がないときは、同一の条件で期間を1年間として自動的に更新するものとし、以降も同様とする。

### （その他）

第4条 本協定に関する疑義及び本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各1通を保有する。

平成28年4月25日

甲：奈良県生駒市東新町8番38号

乙：大阪府東大阪市小若江三丁目4番1号

生駒市長

近畿大学学長

